

温泉利用許可 審査表（イベント等における仮設の施設）

施設名			
申請区分	□新規 □その他()		
浴槽の数	仮設用手湯： 個、 仮設用足湯： 個		
利用の種別		温泉湧出地	
温泉の採取地			
加水	□無 □有		
加温	□無 □有		
循環装置	□無 □有		
ろ過器	□無 □有		
入浴剤の添加	□無 □有（名称： ）		
温泉水の消毒	□無 □有（方法： ）		
特定成分の除去 （鉄やマンガン等）	□無 □有（内容： ）		
特記事項			

温泉法第2条の規定に基づく温泉の適合性及び硫黄泉の該当性

施設名及び利用用途：

温泉：以下の温度又は物質を有する（19物質のうち1物質以上、基準を上回る含有量がある）もの
 硫黄泉：総硫黄(S)を1kg中2mg以上含有する温泉

1 温泉源から採取されるとき温度

基準	温度	判定（適/否）
25℃以上		

2 物質

No.	物質名	基準含有量(1kg中)	含有量(1kg)	判定（適/否）
1	溶存物質 (ガス性のものを除く。)	総量 1,000mg 以上	mg	
2	遊離炭酸 (CO ₂) (遊離二酸化炭素)	250mg 以上	mg	
3	リチウムイオン (Li ⁺)	1mg 以上	mg	
4	ストロンチウムイオン (Sr ²⁺)	10mg 以上	mg	
5	バリウムイオン (Ba ²⁺)	5mg 以上	mg	
6	フェロ又はフェリイオン (Fe ²⁺ , Fe ³⁺) (総鉄イオン)	10mg 以上	mg	
7	第一マンガンイオン (Mn ²⁺) (マンガン (II) イオン)	10mg 以上	mg	
8	水素イオン (H ⁺)	1mg 以上	mg	
9	臭素イオン (Br ⁻) (臭化物イオン)	5mg 以上	mg	
10	碘素イオン (I ⁻) (ヨウ化物イオン)	1mg 以上	mg	
11	フッ素イオン (F ⁻) (フッ化物イオン)	2mg 以上	mg	
12	ヒドロヒ酸イオン (HA ₅ O ₄ ²⁻) (ヒ酸水素イオン)	1.3mg 以上	mg	
13	メタ亜ヒ酸 (HA ₅ O ₂)	1mg 以上	mg	
14	総硫黄 (S) (HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に 対応するもの)	温泉：1mg 以上 硫黄泉：2mg 以上	mg	温泉 硫黄泉
15	メタほう酸 (HBO ₂)	5mg 以上	mg	
16	メタけい酸 (H ₂ SiO ₃)	50mg 以上	mg	
17	重炭酸ソーダ (NaHCO ₃) (炭酸水素ナトリウム)	340mg 以上	mg	
18	ラドン (Rn)	20 以上 (百億分の1キュリー単位)		
19	ラジウム塩 (Ra として)	1億分の1mg 以上	mg	
参考	泉質			

3 硫黄泉 (No. 14 総硫黄 (S) の含有量により判定)

非該当 該当 (温泉利用計画書提出時に安全対策を明示した書類の添付が必要)

温泉利用許可 形式審査表

施設名及び利用用途：

項目	審査内容	該当条文	適否
申請書			
1	温泉利用許可申請書に記載漏れはないか。	規則 7	
2	許可の単位は適切か。	要領 2-3-(1)-イ	
次の書類が添付されているか。			
3	申請者が法第 15 条第 2 項各号に該当しない者であることを誓約する書面	規則 7-2-3	
4	温泉成分分析書の写し 注：特定成分（鉄やマンガン等）をあらかじめ人為的な加工行為により除去した場合、除去後の分析結果とすること。	細則 2(1)	
5	申請者が法人の場合、最新の情報が確認できる登記事項証明書（写しでも可）	要領 2-2-(2)-7-(エ)	
6	温泉利用施設（浴槽、ろ過器、加温器等）の仕様、構造図を明示した書類	要領 2-2-2-(2)-7-(オ)	

規則：温泉法施行規則、 細則：広島市温泉法施行細則、 要領：広島市温泉事務処理要領

H8 々：タンクローリー等に係る温泉法第 15 条等の運用について（平成 8 年 9 月 24 日環自施第 224 号環境庁自然保護局長通知）

H9 々：タンクローリー等に係る温泉法第 15 条等の運用について（平成 9 年 1 月 27 日環境庁自然保護局施設整備課事務連絡）